

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働法の基礎 (4) | 労働組合法にみる基本理念

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

労働法の基礎 (4) 労働組合法にみる基本理念

(クリックするとPDFファイルが開きます)

「労働組合法にみる基本理念」

2. 自主的な取組み → 団体交渉(労使協議)により労働条件の向上を図る。

労働者は一人では弱い、そこで団結し、その団結力を基盤に対等の関係を形成し、交渉によって自らの条件を高めていく。

そのために、労働組合を結成する、労働組合は労働者が団結した証であり、その運動を通して労働条件の向上を図るのです。

労働組合法はその為の助成を行う法律(労働法)です。

したがって、労組法は集団的労使関係の法律と呼ばれます。

労働三権と労働組合法との関係

目的		労働対等の確立、労働者の生活・地位の向上 (第1条)
労働組合	条件	①労働者主体の自主的な組織。 ②労働条件の維持改善、経済的地位の向上が主目的 ③使用者の利益代表を含まない。 ④使用者の経済的援助を受けない。
	活動	①労使の団体交渉 (第6条) ②労働協約の締結 (第5条) ③争議行為=刑事・民事上の免責 (第1条・第8条)
不当労働行為	使用者による労働組合への支配介入の防止 (第7条)	①不利益な取扱いの禁止。 ⑤経費の援助禁止。 ②黄犬契約の禁止。 ⑥労働委員会申立や手続 ③団体交渉拒否の禁止。 参加による不利益取扱 ④組合運営に対する介入禁止。 の禁止。
労働委員会	公正な労働関係の確保	①労働組合の資格審査 (第5条・第11条) ②労働争議の斡旋・調停・仲裁 (労働関係調整法 20条) ③不当労働行為の審査、原状回復命令 (第27条)

団結権を担保するために第七で使用者がしてはならないこと
 不当労働行為として規定し、本
 不当労働行為と罰則をもって対
 する強行法規となつています。一
 内部統制についても団結を保持
 継続していくために「合理的か
 閉内においてその組合員に対す
 統制権を有する」(最高大四五三
 月)とその存在を認めています
 団体交渉権は、第六条で交渉
 限の存在を規定し、第一条では
 団体交渉での言動に対する刑事
 の免責を規定しています。
 団体行動権については、団体
 交渉を含まない行動を言い、具体
 には争議行為と日常の組合活動
 する権利を言います。
 労組法このようにして労働三
 を保護しています。
 そして、団結の力で「労使対等
 立場を確立」し、団体交渉を通
 て、労働者の地位の向上と労働
 条件の維持改善を図ることを目的
 としているのです(法第一条)。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.